

越谷市病児保育事業 実施予定者募集要項

令和8年(2026年)4月開設分

(令和7年度(2025年度)整備分)

提出期間：令和7年6月23日～27日
《事前協議(必須)6月2日～6月13日》

令和7年(2025年)4月

越谷市 子ども家庭部 子ども施策推進課

改訂：令和7年(2025年)5月

病児保育事業 実施予定者募集要項 目次

1	はじめに	- 3 -
2	募集内容及び概要	- 3 -
3	応募手続きについて	- 8 -
4	委託料について	- 9 -
5	開設準備に係る補助金について	- 9 -
6	近隣対応について	- 10 -
7	その他の留意点	- 10 -
8	問合せ先	- 11 -
9	整備区域	- 11 -
10	応募資格	- 12 -
11	選定方法・選定基準	- 13 -
資料①	病児保育事業の実施について（令和6年こ成保第180号こども家庭 庁成育局長通知）別紙	- 15 -
資料②	越谷市病児保育事業実施要綱	- 24 -
資料③	越谷市病児保育事業実施要領	- 28 -

1 はじめに

越谷市では、子育てと就労の両立を支援することを目的として、病気又は病気の回復期にあるため集団生活が困難な児童を、一時的に保育する事業として病児保育事業を実施しております。

この度、本市3施設目となる病児保育施設の整備及び病児保育事業（病児対応型）の運営を行う事業者を募集します。

2 募集内容及び概要

(1) 募集事業

令和8年(2026年)4月開設の病児保育事業（病児対応型）

※自主財源による整備を行う事業者のほか、市補助金を活用し物件等を改修して病児保育事業（病児対応型）を実施する事業者について募集します。

補助金については、「5 改修準備に係る補助金について(9ページ)」をご確認ください。

※選定審査の結果、該当なしとする場合もあります。

※1事業者が応募できる施設数は、1施設までとします。

(2) 募集対象

以下、①、②のいずれの条件も満たす者

① 令和8年(2026年)4月に、「9 整備区域(11ページ)」の区域内において、病児保育事業（病児対応型）を運営することができる者

② 令和7年(2025年)4月28日現在、現に越谷市内で医療法に定める病院若しくは診療所又は保育所、認定こども園若しくは地域型保育事業を運営している者

(3) 募集地域

南越谷駅・新越谷駅周辺

※詳細については、「9 整備区域(11ページ)」をご確認ください。

(4) 応募資格

「10 応募資格(12ページ)」に掲げる要件を満たす者

(5) 事業実施条件等

① 対象事業

児童福祉法第6条の3第13項に基づく病児保育事業のうち、病児保育事業の実施について（令和6年こ成保第180号こども家庭庁成育局長通知）における別紙「病児保育事業実施要綱」の事業類型における「病児対応型」の事業

② 施設名称

（仮称）越谷市南越谷病児保育室

③ 募集事業者数

1事業者

④ 利用定員（1日につき）

6人

⑤ 対象児童

対象となる児童は、次のいずれにも該当する児童とします。

- ・市内に住所を有する児童
- ・保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童
- ・病児保育事業の利用日初日に生後3月を経過している児童から小学校3年生までの児童
- ・病気の回復期に至らないが、当面の症状の急変が認められない状態にある児童
又は病気の回復期にあり、集団で保育が困難な状態にある児童
- ・病児保育事業の利用を適当であると医師が認める児童

⑥ 対象疾患

対象となる児童の疾患は、次の表のとおりとします。

区分	病気	回復期
日常的にかかる疾患	感冒等	急性期を経過した以後の期間
呼吸器系疾患	気管支炎及び喘息等	発作が治まった以後の期間
感染性疾患	麻疹、水痘、風疹等	他児に感染する恐れのある感染期を経過した以後の期間
外傷性疾患	骨折、熱傷、火傷等	症状が安定した以後の期間
その他	医師が事業を利用することが可能と判断した場合	医師が事業を利用することが可能と判断した以後の期間

⑦ 職員配置

本事業を実施するにあたっての職員配置は、次のとおりとします。

- ア 看護師、准看護師、保健師又は助産師 1人以上
- イ 保育士 利用児童3人につき1人以上

⑧ 運営の方法

運営にあたっては、次の事項を遵守してください。

- ア 利用希望者には、あらかじめ次の仕様を満たす予約受付システムにより病児保育事業の利用に係る登録をさせること。

【予約受付システムの仕様】

- ・利用希望者が、インターネットにて24時間利用予約を行うことができる
- ・利用予約時に診療情報提供書のアップロード機能を有する
- ・病児保育室管理者が、利用希望者の利用確定・キャンセル待ち・取消し、また、部屋割り等についてシステム上で管理することができる
- イ 対象児童がかかりつけ医を受診した後、保護者と協議のうえ、受け入れを行うこと。

ウ 利用については、予約受付システムにより予約を行うとともに、診療情報提供書を提出させること。予約受付システムによりがたい場合は、その他の方法によること。

エ 利用期間については、1回の利用につき7日を限度とすること。

オ 利用者負担額について、次のとおり収納すること。

・地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、越谷市が指定する指定公金事務取扱者として、当該病児保育室の実費徴収金の収納業務を行うこと。

・利用者負担額を収納したときは、領収書を納入者に交付すること。

・各月の末日締めで利用者負担額を市に報告し、市の指定する金融機関に納入すること。

⑨ 施設基準

施設の基準は次のとおりとします。

ア 保育室は、利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、1室当たり8㎡以上とすること。

イ 児童の静養又は隔離の機能を有する観察室又は安静室（以下「観察室等」という。）を設けるとともに、観察室等は、利用定員1人当たり1.65㎡以上とすること。

ウ 専用又は兼用の調理室を設けること。

エ 児童の養育に適した場所であって、事故の防止及び衛生面が配慮されていること。

オ その他病児保育事業の実施に必要な設備及び備品を有すること。

⑩ 整備及び開設の時期

事業者決定後速やかに整備を行うものとし、令和8年4月から開設することとします。ただし、「5 開設準備に係る補助金について(9ページ)」の補助金を活用して行う整備については、令和8年3月31日までに完了することとします。

⑪ 用地等

事業を実施する用地及び建物については、自己所有、賃借を問わず、事業実施に支障がない広さを有し、継続・安定した事業運営ができることを要件とします。

⑫ 開所日

開所日は次に掲げる日を除く日とします。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで（イに掲げる日を除く。）

⑬ 利用時間

午前8時から午後6時までの時間内で保護者と病児保育施設の管理者が協議して定める時間とします。

⑭ 利用者負担額

保護者の利用者負担額は1日あたり2,000円とします。

⑮ 利用制限

病児保育の利用にあたって、次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとします。

ア 感染症の疾患を有し、他の児童に感染の恐れがあると判断したとき。

イ 症状が重く入院又は加療を要すると判断したとき。

ウ 利用定員を超えたとき。

エ その他市長が病児保育事業の利用を不適當と認めたとき。

⑯ 協力医療機関等

ア 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。

イ 医療機関でない施設において事業を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。

ウ 指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

(7) 選定方法

① 選定方法と選定基準

選定については書類審査及びヒアリング審査により行います。選定基準については「11 選定方法・選定基準（13 ページ）」をご確認ください。

② 選定結果と公表

選定結果は、応募者に文書で通知します。

事業実施予定者については、越谷市ホームページ等で「事業実施予定者名」及び「事業実施予定地」を公表する予定です。

【スケジュール（予定）】

時期		事項		
令和 7年度 (2025年度)	4月下旬	市HPで周知開始。募集要項の公表		
	6月2日～13日	事前協議 (応募には、事前協議が必須となります。予約の上、来庁してください。) ※公募に係る質問がある場合は、質問票をメールにてご提出ください。質問については、越谷市ホームページ上で公開する場合があります。 ※原則、電話による質問は受け付けません。		
	6月23日～27日	応募書類の受付		
	審査 6月30日～7月31日	審査 ・書類審査 ※記載内容の不足により審査が不可能な場合、審査において追加で確認したい内容がある場合には、追加書類の提出を求めますので、後日提示する期限内に対応してください。 ・ヒアリング審査 ※7月中旬を予定しています。法人の代表者及び管理予定者の出席をお願いします。コンサルタント等の出席は認めません。 ・選定審査会		
	8月上旬	選定審査結果通知		
	8月中旬～下旬	開設へ向けた打ち合わせ		
	9月上旬～3月31日	施設整備費補助金を活用する場合	施設整備費補助金を活用しない場合	
		・補助金申請に係る続き (補助金交付決定後) 改修工事等開設準備	改修工事等 開設準備	
(開設準備完了後) ・実績報告に係る手続き				
開設準備完了後	現場確認、補助金額の確定、補助金の請求※			
令和 8年度 (2026年度)	4月	事業運営開始		

※補助金は請求日から30日以内に支払います。

3 応募手続きについて

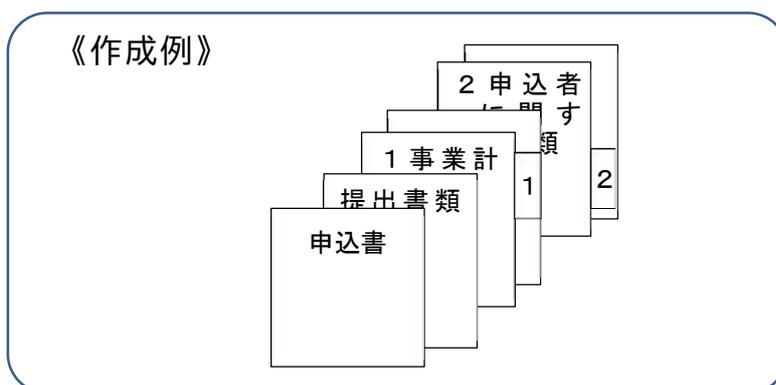
(1) 事前協議

事前協議は、今回の募集にあたり必須とさせていただきますので、応募をお考えの場合は、あらかじめご予約の上、ご来庁ください。（予約がない場合は、事前協議はお受けできません。）

- ① 実施期間 令和7年(2025年)6月2日(月曜日)～13日(金曜日)
(土曜日・日曜日を除く。) ※期間・時間厳守
- ② 実施時間 午前：9時～10時、10時30分～11時30分
午後：1時30分～2時30分、3時～4時
※相談時間は、1回につき60分までとさせていただきます。
- ③ 持参資料
ア 提出書類：別添様式①事業計画書
※「1 申込者の概要」のうち「(1)申込者の区分」、「(2)担当者」欄を記載したもの
イ 事業を実施する場所の地図及び図面

(2) 応募書類の受付

- ① 応募書類 別紙「提出書類一覧」参照
- ② 受付期間 令和7年(2025年)6月23日(月曜日)～27日(金曜日)
※期間・時間厳守
- ③ 受付時間 午前：9時～正午、午後：1時～5時15分
※上記時間以外の受付は行っておりません。
- ④ 受付場所 越谷市子ども家庭部子ども施策推進課（市役所第二庁舎2階）
- ⑤ 提出方法 受付場所まで、直接ご持参ください。なお、データについては、「8 問合せ先(11ページ)」にあるメールアドレスまで、タイトルを「病児保育事業公募に関する応募書類」としてお送りください。
- ⑥ 提出部数 正本1部、副本1部（副本は正本のコピーで可）の合計2部及び別途指定した書類データ
応募書類は、A4版2穴ファイルに綴じてください。項目名を記した仕切紙にインデックスを付け、その後ろに資料を綴じてください。
※審査終了後、副本は返却いたします。



(3) 質問票の受付

質問については、4月28日から越谷市ホームページ上に掲載している質問票により受け付けます。

質問がある場合は、「8 問合せ先 (11 ページ)」にあるメールアドレスまで、タイトルを「病児保育事業公募に関する質問」としてお送りください。電話による質問は受け付けません。

質問及び回答については、質問者を伏せたうえで、越谷市ホームページ上で公表する場合があります。

4 委託料について

病児保育事業の運営にあたっては、市との委託契約を締結するものとします。なお、委託料については、次のとおりとします。また、原則、応募時に提出された運営費の見積額を上限とし、かつ越谷市予算の範囲内の額とします。

(1) 委託料

① 運営費

ア 看護師等・保育士の人件費

イ 施設維持管理費（保育衛生費等）

ウ 消耗品費

エ 事務費等

オ 物件賃借料

カ 修繕費

キ 嘱託医報酬

ク その他この委託業務を行うのに必要と越谷市が認める費用

② ①のほか利用者1人1日当たり4,000円

5 開設準備に係る補助金について

改修工事、備品購入等の開設準備に係る経費について、「子ども・子育て支援交付金」を活用し、次のとおり補助事業を実施する予定です。ただし、国の補助金交付要綱等の改正により、内容が変更になる場合があります。

(1) 改修費等 上限額 4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 上限額 600,000円

6 近隣対応について

円滑な事業運営には、地域の方々の理解と協力が必要不可欠です。

応募前段階	応募予定地の自治会長等に対し、応募前に「病児保育事業の開設について市へ申込みを行う」ことの説明をするとともに、近隣住民への周知方法等について、確認や相談をした上で近隣住民へも周知を行ってください。
採 択 後	速やかに地元自治会、近隣住民の方々に「病児保育事業を運営することが採択されたことから、令和8年(2026年)4月から病児保育事業を行う予定である」ことの周知を行ってください。
工事着手前	改修工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について、地元自治会、近隣住民の方々に近隣・地域への影響も含めて説明してください。

7 その他の留意点

- (1) 今回の募集に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の正本は返却しません。副本については審査後に返却します。
また、提出期限後の提出書類の差替え及び再提出は、誤字・脱字等の修正を除き、原則、認めません。ただし、事業実施予定者の選定等に当たって確認が必要とされた場合、追加・補正資料の提出を求める場合があります。
- (3) 法人の本店(本部)、事業所開設予定場所及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合があります。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。
 - ア 応募書類等が提出期限に遅れて提出されたとき。
 - イ 応募書類(提出書類、記載内容等)に不足があるとき。
 - ウ 応募書類等に虚偽の記載がある等重大な瑕疵があったとき。
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - オ その他、関係法令に違反、本要項に指定された条件に該当しないとき。
- (5) 公募の公平性を期すため、担当者等に対して自らの応募書類・提案内容に係る優劣等の質問や審査内容に係る問合せは、ご遠慮ください。
- (6) 提出された書類は、越谷市情報公開条例の対象となり、請求により開示する場合がありますので、ご承知おきください。
- (7) その他必要に応じ、関係機関(官公庁・金融機関等)へ問合せを行うことがあります。
- (8) 審査の結果、事業実施予定者として選定された場合であっても、その後、本要項、添付資料及び法令等の関係規程に基づいた事業所整備を行えなかった場合あるいは故意または過失による重大な瑕疵が判明した場合、事業の実施を認めない場合があります。
- (9) 事業実施予定者として選定された後の事業計画の変更については、サービスの向上につながるものや事業所の実施設計に伴うもの、天災等やむを得ないものに限り、市と協議の上、認める場合があります。
ただし、重要な事項(整備場所等)の変更は原則として認めません。
- (10) 本募集要項の記載内容については、制度改正に伴い変更する場合があります。

- (1) 不測の事態により本公募事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがあります。

8 問合せ先

越谷市 子ども家庭部 子ども施策推進課

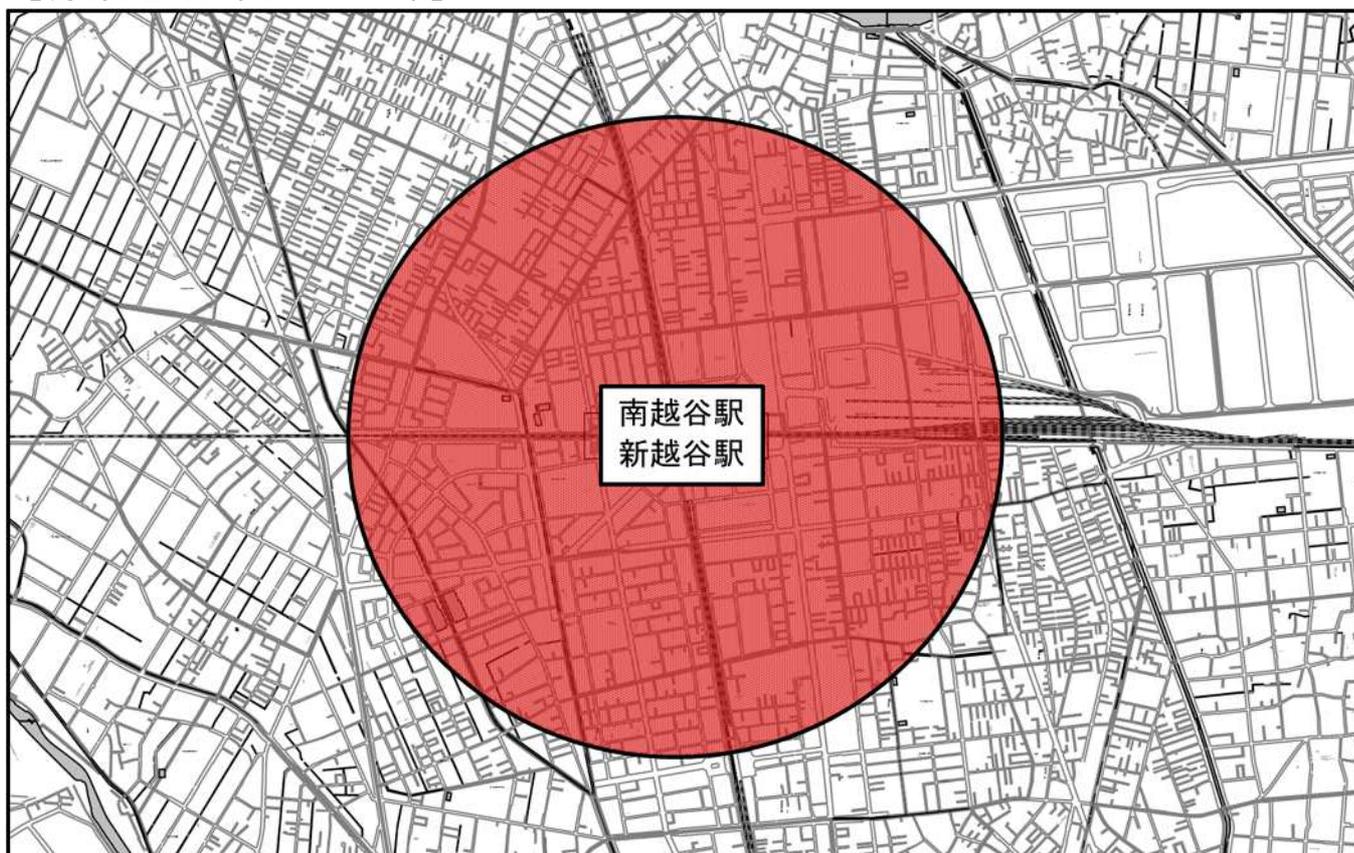
E-Mail : kodomoshisaku@city.koshigaya.lg.jp

※質問については、質問票に記載の上、子ども施策推進課へメールをしてください。
(タイトルを「病児保育事業公募に関する質問」としてお送りください。)

9 整備区域

今回の公募では、令和7年(2025年)4月現在の市内の病児保育室の設置状況を踏まえ、南越谷駅・新越谷駅から概ね半径1キロメートル以内の区域を対象に募集を行います。

【募集地域 (イメージ)】



10 応募資格

今回、応募するには、本募集要項に記載した諸条件のほか、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 病児保育事業に熱意と理解を持ち、本事業の運営を適切に行う能力を有すること。
- (2) 本事業が越谷市の委託事業であることを十分理解し、市が行う保育行政に理解を示し、積極的に協力できること。
- (3) 本事業を安定的かつ継続的に経営できる能力があり、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- (4) 社会福祉法、児童福祉法、医療法、労働基準法、国の通知、条例等の関係法令等を遵守し、越谷市の指導に従うことができること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 申込日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - エ 民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - オ 越谷市内において、都市計画法の制限又は規制に違反している者
 - カ 租税公課を滞納している者
 - キ 本市の指名停止措置を申込期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者
 - ク 暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（越谷市暴力団排除条例第3条第2項の規定による暴力団関係者をいう。）である者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有し、若しくはこれらの者を保育事業の運営に関与させている者
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。
- (7) その他法令等に違反する事業者でないこと。

11 選定方法・選定基準

(1) 書類審査

- ・提出書類について、選定基準に基づき評価を行います。
- ・記載内容が不足している場合、追加で確認したい内容がある場合には追加書類の提出を求めることがあります。

(2) ヒアリング審査

- ・応募者へのヒアリングについて、選定基準に基づき評価を行います。
- ・同じ審査項目について複数の審査員が0点と評価した場合、その事業者については、選定しません。
- ・ヒアリング審査は、1事業者あたり1時間以内で行います。

審査における選定基準

【書類審査】					配点
審査項目			審査内容		
基礎点	1 施設について	(1) 立地・施設条件	最寄駅からの距離	南越谷・新越谷駅からの距離	5
			施設の階数	施設の設置されている階数	5
			駐車場・駐輪上の確保	駐車場・駐輪場の有無・台数	5
			保育室	保育室の面積	5
			観察室又は安静室	観察室又は安静室の面積	5
			隔離機能	隔離機能の有無	5
		(2) 職員配置	保育士	配置基準に基づく配置の有無	5
		看護師等	配置基準に基づく配置の有無	5	
		2 財務審査について	財務諸表による審査		5
	3 自己資金について	開設経費における自己資金の割合		5	
加算点	病児・病後児保育事業の運営実績がある			10	
	見積額の低い順から、1位：30点、2位：20点、3位：10点の加点を行う。			30	
書類審査 合計					90
【ヒアリング審査】					配点
審査項目			審査内容		
(1) 実施場所の利便性及び立地条件について			利用者の利便性を考慮した場所となっているか。		20
(2) 本事業への申し込みの動機について			事業の目的・趣旨を理解しているか。		10
(3) 本事業の実績について			事業を実施するうえで病児保育事業の十分な実績があるか。		10
(4) 事業の運営方針、目標について			方針、目標は的確かつ実施可能なものか。		10
(5) 医師との連携体制について			医師による回診や病状変化による緊急時の対応等、医師との連携は確保できているか。		20
(6) 事業の独自の工夫について			利用者の利便性の向上や先進的な取組等、事業を実施するうえで工夫があるか。		10
(7) 緊急時に対する取り組みについて			緊急時の対応が具体的なものとなっているか。 マニュアルは整備しているか。		10
(8) 施設の安全管理に対する考え方について			建物設備や保育用品等の点検・保全、建物全体の衛生管理等の安全管理が具体的なものとなっているか。マニュアルは整備しているか。		10
(9) 職員の採用（予定）について			資格・経験のある職員の配置ができるか。 円滑な運営のための体制が確保できるか。		10
(10) 開設までのスケジュールについて			スケジュールは的確かつ実施可能なものか		10
(11) 病児保育及び今回の応募に対する熱意			今回の応募に熱意があるか。積極的な取り組みがみられるか。		10
(12) 安心して子どもを預けることができるか			安心・安全な体制が確保され、安心して子どもをあずけることができるか。		30
ヒアリング審査 合計					160
総合計					250

資料① 病児保育事業の実施について(令和6年こ成保第180号子ども家庭庁成育局長通知)
別紙

病児保育事業実施要綱

1 事業の目的

保護者が就労している場合等において、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。

こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問するとともに、その安全性、安定性、効率性等について検証等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業。

4 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

(1) 病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

(2) 病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

(3) 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

(4) 非施設型（訪問型）

児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、集団育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。

(5) 送迎対応

(1)、(2) 及び (3) において、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）又は保育士を配置し、保育所等において保育中に「体調不良」となった児童を送迎し、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育することを可能とする。

(6) 当日キャンセル対応

(1) 及び (2) において、利用当日のキャンセルにより職員配置に余剰が生じた場合に、当日キャンセルした家庭への連絡等を行うことで、受入体制を維持していることを評価する。

(7) 感染症に罹患した児童への対応

(1) 及び (2) において、種類の異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる場合において、隔離等の感染防止対応のために必要となる保育士の加配を可能とする。

5 対象児童

本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。

(1) 病児対応型

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病児」という。）。)

(2) 病後児対応型

病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病後児」という。）。)

(3) 体調不良児対応型

事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童（以下「体調不良児」という。）。)

(4) 非施設型（訪問型）

病児及び病後児とする。

(5) 送迎対応

保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童。

6 実施要件

(1) 病児対応型

① 実施場所

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～ウの基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

- ア 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- イ 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
- ウ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

② 職員の配置

病児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

(注1) 保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。

ア 利用児童がいる時間帯の場合

(ア)～(エ)の要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

(ア) 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。

(イ) 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。

(ウ) 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。

(エ) 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

イ 利用児童がいない時間帯の場合

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

(注2) 保育士及び看護師等の2名以上の体制で行うことを原則(必須条件)とするが、以下のア及びイの要件を満たす場合には、職員の配置要件を満たしているものとする。その際、本規定に基づき事業を実施する市町村は、事業実施に係る要綱等で定めるところにより、その提供する病児保育に係る情報を公表しなければならない。

ア 離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関併設型で定員2人以下の場合。

イ 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号・こ支家第189号通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「地域型保育」の専門研修を修了している等、病児保育事業に従事する上で必要な知識や技術等を修得していると市町村が認めた看護師等を1名専従で配置した上で、病児保育以外の業務に従事している看護師等1名が、必要な場合に速やかに対応できる職員体制を確保し、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。

③ その他

ア 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

イ 本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。

ウ 市域内の病児保育施設の空き状況を見える化した予約システムを構築する等、利便性の確保に努めること。

（2）病後児対応型

① 実施場所

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～ウの基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

ア 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

イ 調理室を有すること。なお、病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。

ウ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

② 職員の配置

病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

（注1）保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。

ア 利用児童がいる時間帯の場合

（ア）～（エ）の要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

（ア）病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないよう、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。

（イ）病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。

(ウ) 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。

(エ) 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

イ 利用児童がいない時間帯の場合

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

(注2) 保育士及び看護師等の2名以上の体制で行うことを原則(必須条件)とするが、以下のア及びイの要件を満たす場合には、職員の配置要件を満たしているものとする。その際、本規定に基づき事業を実施する市町村は、事業実施に係る要綱等で定めるところにより、その提供する病児保育に係る情報を公表しなければならない。

ア 離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関併設型で定員2人以下の場合。

イ 「子育て支援員研修事業の実施について」(令和6年3月30日こ成環第111

号・こ支家第189号通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)

アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「地域型保育」の専門研修を修了している等、病児保育事業に従事する上で必要な知識や技術等を修得していると市町村が認めた看護師等を1名専従で配置した上で、病児保育以外の業務に従事している看護師等1名が、必要な場合に速やかに対応できる職員体制を確保し、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。

③ その他

ア 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

イ 本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。

ウ 市域内の病児保育施設の空き状況を見える化した予約システムを構築する等、利便性の確保に努めること。

(3) 体調不良児対応型

① 実施場所

保育所又は医務室が設けられている認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。

② 職員の配置

看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2人程度とすること。

- ③ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。
- ④ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施すること。

(4) 非施設型（訪問型）

① 実施場所

利用児童の居宅とする。

② 職員の配置

次のア～ウを満たすこと。

ア 病児（病後児）の看護を担当する一定の研修を修了した看護師等、保育士、研修により市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）のいずれか1名以上配置すること。

イ アに定める職員を配置する場合は、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成事第350号通知）に定める病児・病後児保育（訪問型）研修を修了した者とする。なお、令和7年3月31日までの間に、別紙1に掲げる研修（市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えない）を修了した者についても配置できることとする。

ウ 預かる病児（病後児）の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者いずれか1名に対して、1人程度とする。

③ その他

集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童宅への訪問を行うこと。

(5) 送迎対応

① 職員の配置

保育所等から体調不良児の送迎を行う際は、送迎用の自動車に同乗する看護師等又は保育士を配置すること。

② その他

ア 保育所等から体調不良児の送迎を行う際には、送迎用の自動車に看護師又は保育士が同乗し、安全面に十分配慮した上で実施すること。

イ 送迎はタクシーによる送迎を原則とする。ただし、やむを得ない事由によりタクシーによる送迎対応が困難な場合には、その他自動車の借上げ等による実施も可能とする。

(6) 当日キャンセル対応

① 内容

利用者による当日キャンセルの結果、職員配置に余剰が生じた場合（利用予定児童4名に対して2名の保育士を配置していたが、1名の当日キャンセルにより保育士が1名余剰となる場合等。）に、当日キャンセルした家庭へ状況確認のための連絡等を行う。

なお、当日キャンセルのあった日時、当日キャンセルした者の氏名、当日の職員の配置状況、当日キャンセルのあった家庭への連絡等の対応状況について、別途帳簿等で管理し、補助金等の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保存すること。

② 複数か所への予約を未然に防ぐ取組

域内に複数の病児保育施設が所在する場合は、ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化する、予約受付システムや電話連絡等により利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認するなど、利用者が複数か所に予約を行うことがないように対応策を講じること。(市域内に病児保育施設が1か所しかない場合であっても、同様の措置を講じるよう努めること。)

(7) 感染症に罹患した児童への対応

① 内容

種類の異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる場合において、隔離等の感染防止対応を行う保育士を加配する。

② 職員の加配

次のア及びイを満たすこと。

ア 感染症に罹患した複数の児童に対して隔離等の感染防止対応を行うために保育士を加配する日数(以下「加配日数」という。)が、年間開所日数の半分以上を超えること。

イ アに掲げる加配日数については、6(1)②及び6(2)②において、「保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。」としていることを踏まえて算定すること。(例：利用児童7名(うち感染症罹患児2名)に対して保育士3名を配置している場合は、感染症罹患児2名に対して隔離等の感染防止対応を行う保育士2名を確保した上で、感染症罹患児以外の児童への対応が可能であるため加算日数には含めないこと。)

7 実施方法

(1) 病児対応型及び病後児対応型並びに非施設型(訪問型)については、対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、受け入れ、訪問の決定を行うこと。

(2) 送迎対応については、保育所等から連絡を受けた保護者が、病児保育実施施設に連絡すること等により実施すること。また、送迎対応を行った上で、病児対応型及び病後児対応型の事業を実施する施設において保育を行うにあたっては、かかりつけ医等に受診すること。

(3) 医療機関でない施設が病児対応型及び非施設型(訪問型)を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票(別紙2様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。)により、症状を確認し、受け入れ、訪問の決定を行うこと。

(4) 保育所等に登所する前からの体調不良児については、体調不良児対応型の事業を実施する保育所等及び送迎対応を利用するものでなく、地域の病児対応型又は病後児対応型

の事業を実施する施設を優先的に利用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努めること。

- (5) 非施設型（訪問型）を実施する場合には、市町村は本事業の安全性や安定性、効率性等について検証を行い、別紙3の内容により報告すること。
- (6) 非施設型（訪問型）を実施する場合には、市町村は本事業の安全性や安定性、効率性等について検証を行う観点から、年間を通して利用が見込まれるよう留意すること。

8 留意事項

(1) 医療機関との連携等

- ① 市町村長は、都道府県医師会・郡市医師会等（以下「地方医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、本事業を実施する施設（非施設型（訪問型）を含む。以下同じ）に対し医療機関との連携体制を十分に整えるよう指導すること。
- ② 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。
- ③ 医療機関でない施設が病児対応型、非施設型（訪問型）及び送迎対応を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。
- ④ 病児対応型、非施設型（訪問型）及び送迎対応を実施する場合には、指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。
- ⑤ 本事業を実施するに当たっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、一定の目安（対応可能な症例、開所（訪問）時間等）を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得ること。

(2) 書類の整備

この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(3) 事故の報告

保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知）」に従い、速やかに報告すること。

(4) 安全計画の策定

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

(5) 自動車を運行する場合の所在の確認

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の4に準じ、児童の送迎等のために自動車を運行する場合には、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認すべきであること。

(6) 事業継続計画の策定

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、事業継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

なお、本事業は、感染症に罹患した児童を含む病児を保育するものであることから、常時より次の感染防止のための対策を行うこと。

- ① 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。
- ② 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。
- ③ 体調不良児対応型を実施する場合には、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。
- ④ 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。

9 研修

病児保育事業に従事する職員については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める病児・病後児保育研修を受講し、資質の向上に努めること。

10 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

11 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

平成18年9月29日

告示第276号

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項の規定に基づき、児童が病気の回復期に至っていない期間又は病気の回復期にあり、集団保育等が困難な期間について、専用施設で一時的に預かる事業（以下「病児保育事業」という。）を実施することにより、もって児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

(対象児童)

第2条 病児保育事業の対象は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

- (1) 市内に住所を有する児童
- (2) 保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童
- (3) 病児保育事業の利用日初日に生後3月を経過している児童から小学校3年生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務の猶予に係る学齢児童で、小学校3年生であるものを含む。）までの児童
- (4) 病気の回復期に至らないが、当面の症状の急変が認められない状態にある児童又は病気の回復期にあり、集団で保育が困難な状態にある児童
- (5) 病児保育事業の利用を適当であると医師が認める児童

(病児保育事業の実施場所等)

第3条 病児保育事業の実施場所等は、次の表のとおりとする。

名称	位置	利用定員 (1日につき)
越谷市レイクタウン病児保育室	越谷市レイクタウン六丁目11番地4	5人
越谷市北越谷病児保育室	越谷市北越谷二丁目4番23号	6人

2 前項の表の右欄に掲げる利用定員については、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(実施日)

第4条 病児保育事業の実施日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第128号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用時間)

第5条 病児保育事業を利用することができる時間は、午前8時から午後6時までの時間内で保護者と病児保育施設の管理者（以下単に「管理者」という。）が協議して定める時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用期間)

第6条 病児保育事業を利用できる期間は、1回の利用につき利用を始める日から起算して7日を経過する日までを限度とする。

(利用登録)

第7条 病児保育事業の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、あらかじめ病児保育予約受付システム(以下「システム」という。)により病児保育事業の利用に係る登録をしなければならない。

2 利用希望者は、前項の規定による登録の内容に変更を生じたときは、システムにより登録の内容の変更をしなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、システムによりがたい場合は、その他の方法によることができる。

(利用手続)

第8条 病児保育事業を利用しようとする者は、システムにより利用を希望する病児保育施設の予約を行うとともに、診療情報提供書(別記様式)を市長に提出しなければならない。ただし、システムによりがたい場合は、その他の方法によることができる。

(利用制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、病児保育事業の利用を許可しない。

(1) 感染性の疾患を有し、他の児童に感染の恐れがあると判断したとき。

(2) 症状が重く入院又は加療を要すると判断したとき。

(3) 利用定員を超えたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が病児保育事業の利用を不相当と認めたとき。

(利用の中止等)

第10条 市長は、病児保育事業を利用する者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を中止し、又は取り消すことができる。

(1) 児童の症状の変化等により、対応が困難となったとき。

(2) 利用目的に反する行為があったとき。

(3) 管理者の指導に従わないとき。

(4) 災害その他の理由により病児保育事業を利用できなくなったとき。

2 前項第1号の場合においては、管理者は、保護者に連絡をし、かつ、適切な処置を講じなければならない。

(費用の負担)

第11条 利用者は、病児保育事業の実施に要する費用(飲食物及び医療に要する費用を除く。)のうち実費相当分として、次の表に定める利用者の区分に応じ、同表に定める児童1人につき1日当たりの費用を市に納入しなければならない。

利用者の区分		児童1人につき1日当たりの費用
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等	0円

	の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付者	
B	Aに該当する者以外の者	2,000円

2 利用者は、前項の規定により市に納入する費用のほか、必要に応じて飲食物及び医療に要する費用を管理者に支払わなければならない。

（情報提供等）

第12条 市長は、感染症流行状況、予防策等の情報提供又は巡回支援等を適宜実施するものとする。

（事業の委託）

第13条 市長は、事業運営が確保されると認める社会福祉法人等に病児保育事業（前条の情報提供又は巡回支援等を含む。）の全部又は一部を委託することができる。

（病児保育施設の基準）

第14条 前条の規定による委託をした場合の病児保育施設の基準は、次に掲げるとおりとする。

（1） 保育室は、利用定員1人当たり1.98平方メートルとし、1室当たり8平方メートル以上とすること。

（2） 児童の静養又は隔離の機能を有する観察室又は安静室（以下「観察室等」という。）を設けるとともに、観察室等は、利用定員1人当たり1.65平方メートル以上とすること。

（3） 専用又は兼用の調理室を設けること。

（4） 児童の養育に適した場所であって、事故の防止及び衛生面が配慮されていること。

（5） その他の病児保育事業の実施に必要な設備及び備品を有すること。

2 管理者は、看護師、准看護師、保健師又は助産師を利用児童10人につき1人以上配置するとともに、保育士を利用児童3人につき1人以上配置するものとする。

3 管理者は、症状の変化に的確に対応し、病気の感染の防止を徹底するため、医療機関との協力体制を確保するとともに、指導医を選定し、緊急時の対応についてあらかじめ文書等により取り決めを行うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年11月1日から施行する。ただし、第7条及び第12条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第149号）

（施行期日）

1 この告示は、平成20年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の越谷市病後児保育事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に利用する病後児保育事業について適用し、同日前に利用した病後児保育事業については、

なお従前の例による。

附 則（平成20年告示第241号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の越谷市病後児保育事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第11条第1項の表Aの項の規定は、平成20年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際、現に改正前の越谷市病後児保育事業実施要綱第7条の規定によりなされている利用登録で、当該利用登録が有効期間内である場合の当該利用登録の有効期間は、新要綱第7条の規定による有効期間とする。

附 則（平成26年告示第252号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第8条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第135号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第64号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第119号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に改正前の第7条の規定によりなされている病後児保育事業の利用登録は、改正後の第7条の規定によりなされた病児保育事業の利用登録とみなす。

附 則（令和3年告示第182号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第221号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、令和6年5月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第8条の規定は、令和6年6月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則（令和7年告示第115号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

資料③ 越谷市病児保育事業実施要領

平成29年3月29日
市長 決 裁

(趣旨)

第1 この要領は、越谷市病児保育事業実施要綱（平成18年告示第276号。以下「要綱」という。）に基づき、病児保育事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 事業における病気及び回復期とは、下表に定めるところによる。

区分	病気	回復期
日常的にかかる疾患	感冒等	急性期を経過した以後の期間
呼吸器系疾患	気管支炎及び喘息等	発作が治まった以後の期間
感染性疾患	麻疹、水痘、風疹等	他児に感染する恐れのある感染期を経過した以後の期間
外傷性疾患	骨折、熱傷、火傷等	症状が安定した以後の期間
その他	医師が事業を利用することが可能と判断した場合	医師が事業を利用することが可能と判断した以後の期間

(管理者の遵守事項)

第3 実施施設の管理者（以下「管理者」という。）は、次に掲げる事項に留意し、事業を実施するよう努めなければならない。

- (1) 体温の管理等健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保つよう、与薬を含む処遇内容を工夫すること。
- (2) 複数の児童を受け入れる場合は、他の児童への感染防止に配慮すること。
- (3) 手洗い等の設備を設置し、他児及び職員への感染を防止すること。
- (4) 児童の受入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種をするよう助言すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、適切な事業を行うための必要な措置を講ずること。
- (6) 児童の受入れに当たっては、保育中の病気の変化によって直ちに対応する必要がある場合に備え、医療機関との協力体制を確保すること。

(研修)

第4 管理者は、事業に従事する職員に対し、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家

庭局長通知)」の別添5に定める研修を受講させ、資質の向上に努めるものとする。

(指導医)

第5 指導医は、児童の病態の変化に的確に対応するとともに、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導及び助言を行うものとする。

(委託経費の支払い)

第6 市長は、要綱第13条の規定により、社会福祉法人等(以下「法人等」という。)に事業を委託するときは、当該法人等と契約を締結し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費を支払うものとする。

(1) 運営費

(2) 要綱第11条の表の規定による区分Aに該当する利用者の利用があった場合は、当該区分Aと区分Bの利用料の差額

(報告)

第7 市長は、要綱第13条の規定による委託を受けた法人等に対し、実施状況等について報告を求めるものとする。

(留意事項)

第8 管理者は、保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成29年11月10日付け府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長及び厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)」に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成29年3月29日市長決裁)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日市長決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則(令和3年3月26日市長決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

越谷市 子ども家庭部 子ども施策推進課

電 話：048-963-9165（直通）

E-Mail：kodomoshisaku@city.koshigaya.lg.jp